

邑楽町告示第174号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該書類は邑楽町役場税務課で保管し、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付します。

令和8年9月9日

邑楽町長 橋本 光規

No.	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
1	令和8年度 国民健康保険税第2期再振替兼督促状	辻 拓也

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。